

## たんぽぽ苑デイサービスセンター利用料金表(1割負担)

### 1. 通所介護(大規模型事業所Ⅰ)

(日額)

①基本報酬	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満
・要介護 1	561単位	626単位
・要介護 2	664単位	740単位
・要介護 3	766単位	857単位
・要介護 4	867単位	975単位
・要介護 5	969単位	1092単位
<b>②加算</b>		
・入浴介助加算(Ⅰ),(Ⅱ)	(Ⅰ)40単位、(Ⅱ)55単位	
・中重度者ケア体制加算	45単位	
・個別機能訓練加算(Ⅰ)口	85単位	
・個別機能訓練加算(Ⅱ) ※月額	20単位	
・ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)※月額	(Ⅰ)30単位、(Ⅱ)60単位	
・認知症加算	60単位	
★ ・栄養アセスメント加算 ※月額	50単位	
★ ・栄養改善加算	200単位	
・科学的介護推進体制加算 ※月額	40単位	
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	
・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に5.9%を乗じた単位数	
・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に1.2%を乗じた単位数	
・介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.1%を乗じた単位数	
<b>③その他</b>		
・昼食代(おやつ代を含む)	1回 620円	
・行事参加費、レクリエーション費	実 費	

但し、前年度比で利用者数が一定以上減った場合は、「通常規模」の基本報酬または上記基本報酬に3%を加算し算定

2. 通所型予防給付相当サービス

①基本報酬	1回	月額上限
・要支援 1 相当(月5回上限)	384単位	1,672単位
・要支援 2 相当(月9回上限)	395単位	3,428単位
②加算 (月額)		
・運動器機能向上加算		225単位
・事業所評価加算		120単位
・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援 1相当	88単位
	要支援 2相当	176単位
・科学的介護推進体制加算		40単位
・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に5.9%を乗じた単位数
・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に1.2%を乗じた単位数
・介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数に1.1%を乗じた単位数
③その他		
・昼食代(おやつ代を含む)		1回 620円
・行事参加費、レクリエーション費		実 費

< 共通事項 >

- ・負担割合が2割、3割の方は、上記金額に2または3を乗じて得た金額となります。
- ・★印については、施設の体制が整い次第、算定します。

( 令和4年10月1日現在 )